

新たな「水産基本計画」の 策定について

水産庁漁政部企画課企画班 (=当時)

課長補佐 大久保 慎

第 **537** 号
(第 46 卷 第 9 号)

編 集 一般財団法人 東京水産振興会
発 行

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

新たな「水産基本計画」の策定について

第五三七号

一. はじめに..... 1

二. 水産業をめぐる情勢の変化

(水産基本計画の見直しの視点)..... 3

三. 新たな水産基本計画の概要について..... 10

四. おわりに..... 43

時事余聞 編集後記

お久保 慎

略歴

▽東北大学農学部水産学科卒業後、昭和六十三年入省。水産庁漁政企画課を振り出しに振興課、構造改善局、むらづくり対策室、沿岸課、沖合課、在釜山日本国総領事館、国際課、漁場資源課、加工流通課、消費安全局表示・規格課、境港漁業調整事務所を経て、平成二十一年四月から再び企画課に。水産基本計画の閣議決定を終えた後、平成二十四年七月から現職(Ⅱ栽培養殖課)総括。

新たな「水産基本計画」の 策定について

水産庁漁政部企画課企画班（当時）

課長補佐 大久保 慎

一．はじめに

二一世紀における水産政策の基本的指針である水産基本法（以下「基本法」という。）が平成十三年六月に制定されてから十年が経過した。この間「基本法」が掲げた「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「水産基本計画」が、二度（平

成十四年三月及び平成十九年三月）にわたり策定され、これに基づき水産政策が推進されてきたところである。

「水産基本計画」は、基本法において、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに変更するものとする」と定められており、また、「水産基本計画」を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならないとも定められている。

このため、二度目の「水産基本計画」の策定から四年数ヶ月が経過した平成二十三年八月三日に開催された水産政策審議会において、農林水産大臣から「水産基本計画の変更について」諮問された。以来、平成二十四年三月までおおよそ月一〜二回のペースで水産政策審議会企画部会又は水産政策審議会・企画部会合同会議（以下、これらをまとめて「水産政策審議会等」という。）での熱心な議論やパブリックコメントを経て、平成二十四年三月十三日の水産政策審議会総会で「水産基本計画の変更について」の答申がなされ、平成二十四年三月二十三日、新たな「水産基本計画」が閣議決定された。

本稿では、この新たに策定された「水産基本計画」について紹介する。

水産政策審議会総会の答申を受け、新たに「水産基本計画」を策定

二. 水産業をめぐる情勢の変化

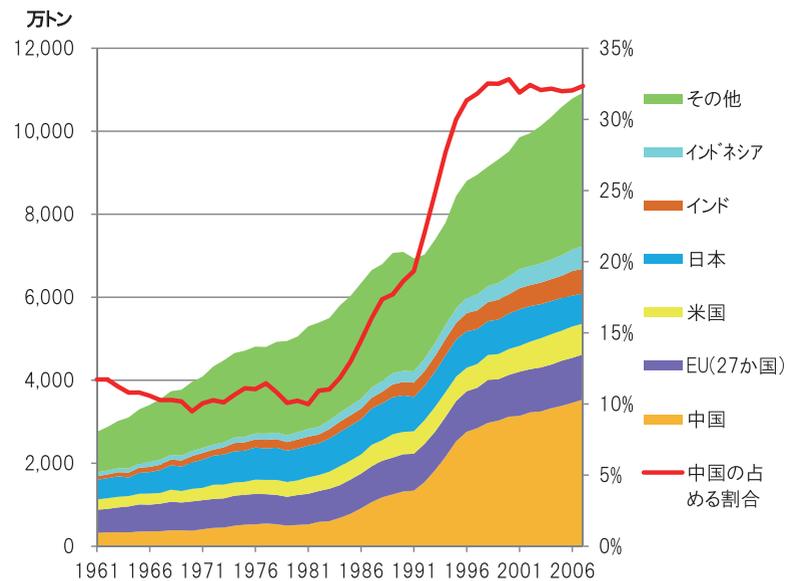
（水産基本計画の見直しの視点）

基本法が制定された頃からの世界の動きを見ると、一九九八年（平成十年）に六〇億人を超え増加し続けている世界の人口が二〇二一年（平成三十三年）には七〇億人を突破するとともに、新興国での所得水準の向上、バイオ燃料の生産拡大等により、農産物の需要が増大する一方、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による農作物供給面での懸念が生じているなど、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増している。

水産物についても、その優れた栄養特性に対する評価の高まりもあって、全世界的に需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。

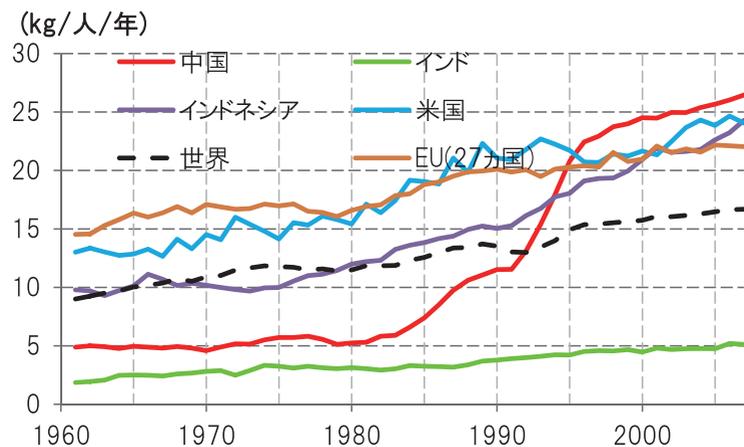
我が国においては、水産基本計画に基づく取組によって、周辺水域の水産資源の水準について低位水準のものが少なくなるなど資源管理には一定の成果が見られている。一方、我が国における水産業をめぐる状況は、遠洋・沖合漁業における漁船の高齢化の進行、沿岸漁業における漁業者の高齢化の進行など、水産物の生産体制が脆弱化している。

世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されており、水産資源を適切に管理し、水産物を供給していくことの重要性が高まっている



資料：FAO「Food balance sheets」及び農林水産省「食糧需給表」

図1 食用魚介類の年間供給量の推移



資料：FAO「Food balance sheets」

図2 食用魚介類の1人当たりの年間供給量の推移

政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」「水産復興マスタープラン」など復旧・復興施策に取り組む

さらには、水産物への需要が高まっている世界的すう勢とは裏腹に、我が国では全ての年齢階層で魚より肉が好まれる傾向にあるなど国民の「魚離れ」が進行しており、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念される。このため、資源管理の一層の推進と漁業経営の安定確保の両立を図るため、平成二十三年度から新たに資源管理・漁業所得補償対策が導入されたところである。

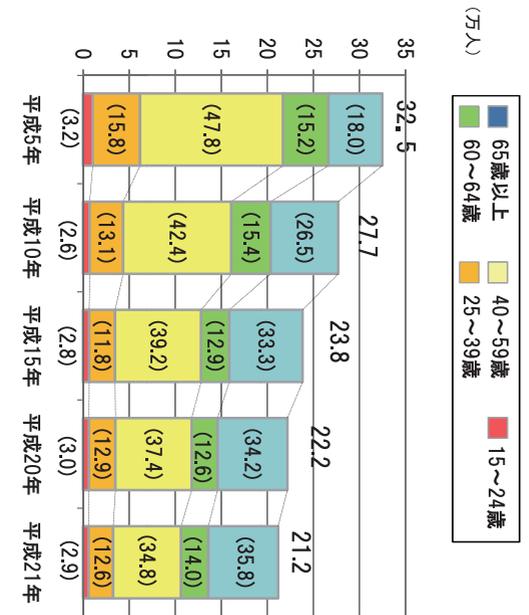
このような中、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

東日本大震災の被害からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成二十三年七月二十九日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成二十三年六月二十八日策定）等で水産復興の方針を示すとともに、補正予算等を駆使して復旧・復興施策に取り組んできたところである。

（*）このような、我が国水産業・漁村をめぐる情勢の変化等に関する基本的なデータ等、水産基本計画を検討するにあつたて参考となる資料については、可能な限り水産政策審議会等に提供した。また、水産政策審議会等は、全て公開とし、資料及び議事録も水産庁のホームページに掲載する等公表している。

- 漁業就業者数は平成21年で約21万人。平均年齢は56.2歳(平成20年)。
- 新規就業者数は平成21年で2,002人。
- 指定漁業(捕鯨業を除く。)では、21年以上経過している漁船が4割以上と高船齢化が進展。生産性の低下やメンテナンス経費の増大、安全性の低下が懸念。

漁業就業者の推移



漁船についても高船齢化が進行

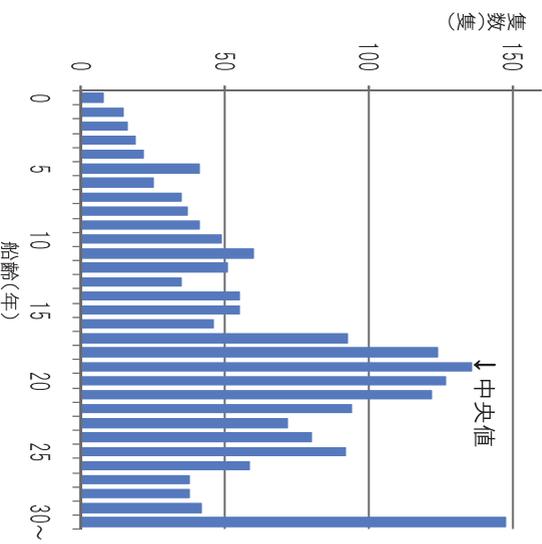
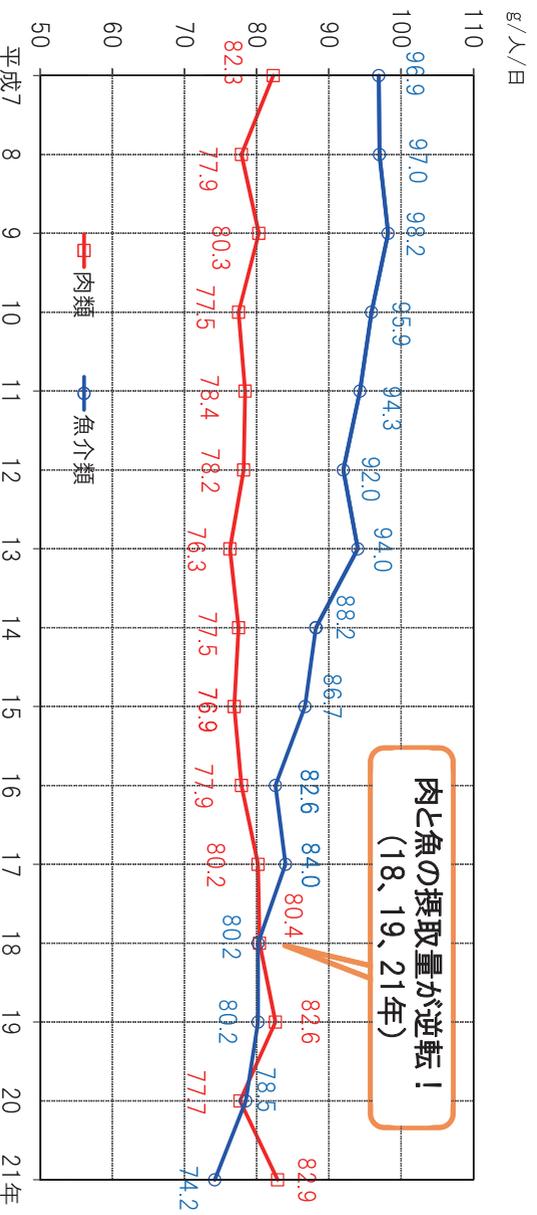


図3 漁業者数の減少と漁船の高船齢化



資料:厚生労働省「国民栄養調査」(平成7～14年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成15～21年)

図4 国民1人1日当たりの魚介類と肉類の摂取量の推移

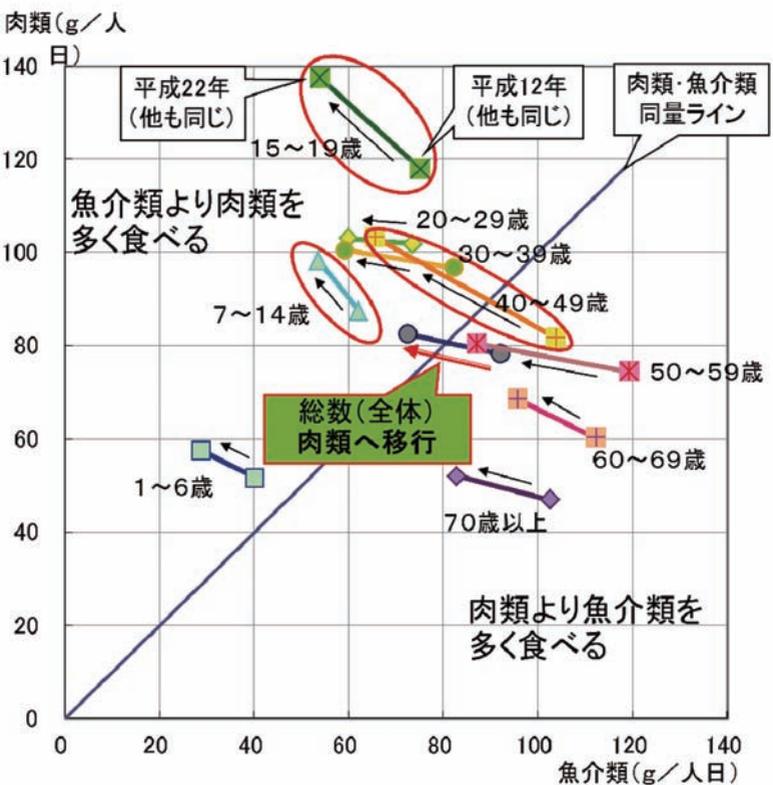


図5 (経年変化・年齢別比較) 魚介類と肉類の1人1日当たりの摂取量の推移

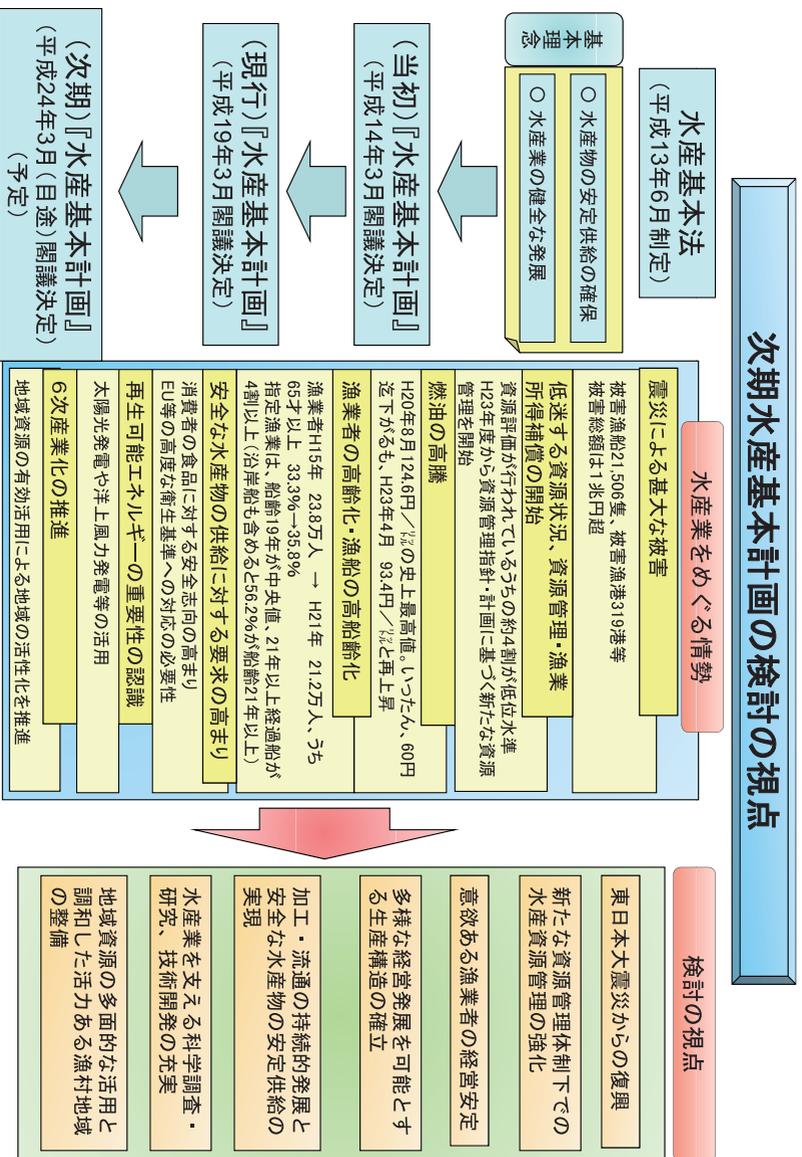


図6 水産基本計画の検討の視点

三三. 新たな水産基本計画の概要について

今回の水産基本計画では、前述した水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、

- 東日本大震災からの復興
- 資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用
- 「安心・安全」「品質」など消費者の関心に応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大

- 安全で活力のある漁村づくり

水産施策についての四つの基本的な方針と総合的かつ計画的な九つの施策

の四つの項目を「水産に関する施策についての基本的な方針」として定め、第一章に記載した。

これら基本方針の実現のために、第二章は、「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、

- 東日本大震災からの復興
- 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
- 意欲ある漁業者の経営安定の実現
- 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立
- 漁船漁業の安全対策の強化
- 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給

- 安全で活力ある漁村づくり
 - 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実
 - 水産関係団体の再編整備等
- の九つの項目を記載した。

「水産物の自給率目標」を定め、最後に、第四章の章として、「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を記載

そして、これらの施策の取組の結果としての「水産物の自給率目標」を定め、第三章の章に記載し、最後に、第四章の章として、「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を記載するという構成とした。

以下、まずは、四つの「水産に関する施策についての基本的な方針」毎に、それぞれの基本方針の概要（ポイント）と、それぞれの基本方針に関連する「水産に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策」の概要（ポイント）を水産政策審議会等での意見も織り交ぜながら紹介し、続いて、「水産物の自給率目標」の概要と「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の概要を紹介する。

1. 東日本大震災からの復興

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、

全国の水産物供給において大きな役割を果たすとともに、他の地域の漁船への給油や物資の補給など、他の水産地域を支える様々な機能を有しており、我が国水産業において重要な位置付けにある。

被災地域の水産業の早期復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保する上でもきわめて重要な課題である。

このため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「水産復興マスタープラン」等で水産復興の方針を示すとともに、補正予算等を駆使して復旧・復興施策に取り組んできたところであり、これらを今回の水産基本計画に位置づけた。

これにより、東日本大震災からの水産業の復興に政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。

原発事故については、政府による適切な対応を求める意見が多く出され、水産基本計画に反映した

水産政策審議会等では、これらの方針には、異存はありませんでしたが、原発事故については、影響の規模や期間等の予測が困難なこともあつてか、水産物の放射性物質の調査の徹底による安全な水産物の供給や風評被害の払拭、操業を自粛等している水域における操業の再開に向けた支援など、政府による適切な対応を求める意見が多く出され、水産基本計画に反映したところである。

《「施策に関する基本的な方針」のポイント》

人材、予算、ノウハウ等の面から必要な支援を積極的に実施

○ 被災地域で営まれている多様な漁業の特色や被災状況に応じ、人材、予算、ノウハウ等の面から必要な支援を積極的に実施。

○ 流通・加工をはじめとする関連分野と一体的に再建し、被災地を新たな食糧供給地域として再生。

○ 被災地域の水産業と漁村・漁港の復興に当たっては、以下の基本理念に基づき取組を推進。

- ① 地元の意向を踏まえて復興を推進する。
- ② 被災地域における水産資源をフル活用する。
- ③ 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する。
- ④ 漁期に応じた適切な対応を行う。
- ⑤ 単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す。

○ 原子力災害の克服に向けて、正面から取り組む。

○ 沿岸漁業・地域の復興においては、漁船・漁具などの生産基盤の共同化や集約化の推進、地方公共団体や地域住民の意見を十分に踏まえ、周辺漁港との機能集約・役割分担等の検討を行い、復旧・復興事業の必要の高い漁港から事業に着手。

○ 沖合・遠洋漁業と水産基地の復興においては、漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な水産流通業、水産加工業の効率

化・高度化を推進、拠点漁港の速やかな復旧・復興事業を実施、更なる流通機能・防災機能の高度化を推進。

《「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のポイント》

復興の実現に向けた施策の着実な実施

(1) 復興の実現に向けた施策の着実な実施

① 漁港

全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港及び地域水産業の生産・流通拠点となる漁港については、平成二十五年度末までに漁港施設の復旧をおおむね完了させる。(一部被害の甚大な漁港については平成二十七年期末)

② 漁場・資源

がれきの撤去については二十四年度末まで集中的に行い、漂流物・堆積物の分布状況に応じて二十五年度においても実施。二十七年期末までに、魚礁、藻場・干潟等の整備がなされるよう支援。

③ 漁船

二十五年度末までに少なくとも一万二千隻まで回復。

④ 養殖・栽培漁業施設

二十四年度末までに、養殖業再開希望者全員について整備がなされるよう支援。栽培漁業対象種の放流用種苗生産については、平成二十七年期末までに、被災前

の生産水準への回復を目指す。

⑤ 水産加工・水産流通、漁業経営、漁協、漁村について、復興に向けて施策を推進。

(2) 原発事故の影響の克服

① 水産物の放射性物質調査の徹底による安全な水産物の供給と風評被害の払拭

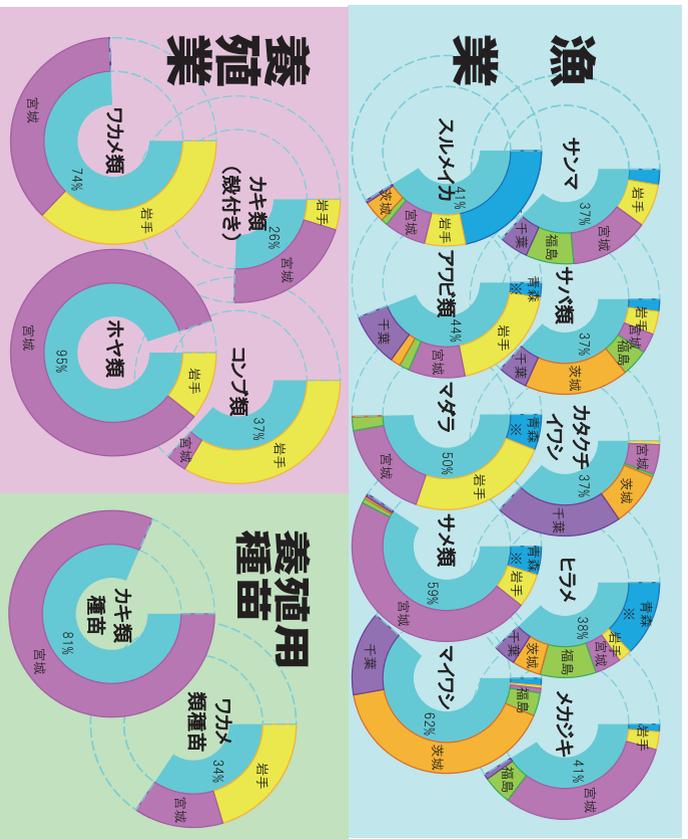
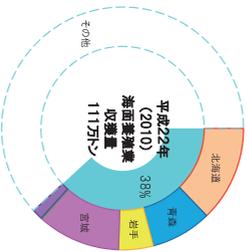
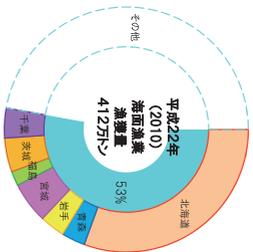
関係県や団体と連携して、水産物における放射性物質調査を継続。調査結果に基づき必要に応じ出荷制限や操業の自粛措置を実施するとともに、調査結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表して消費者の不安感の払拭と風評被害の防止に関係省庁が連携して取り組む。

平成二十三年十月に公表した東日本太平洋における生鮮水産物の産地表示方法により、東日本太平洋において漁獲された生鮮水産物については、設定した七つの生産水域区分等による原産地表示の実施を促進。

② 操業再開に向けた支援

操業が再開される際には漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建に対して支援

原発事故の影響の克服



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(平成22年)
 注：養殖用種苗については平成21年の数値
 ※は、太平洋海区のみの数値

図7 被災地域の漁業・養殖業生産量が全国に占める割合

	H23			H24			H25			H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網										
(1) 漁港	<p>23年未までに漁港内のがれき撤去等の応急復旧</p> <p>25年度未までに漁港施設等の復旧に目途 (一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保を推進 復旧にあわせて流通・加工機能の強化、防災機能の強化等復興施策を推進)</p> <p>25年度未までに漁港施設等の復旧に目途 (一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保を推進 復旧にあわせて市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進)</p> <p>27年度未までに漁港施設等の復旧に目途 (漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施)</p>									
(2) 漁場	<p>23年から冬にかけて再開可能な漁場等を優先して、がれき撤去を実施</p> <p>24年度未まで、より広域な漁場の大型漂流物・堆積物の回収処理等及び漁場環境調査の実施</p> <p>漂流物等の分布状況に応じて25年度も実施</p>									
(3) 養殖施設	<p>23年度未までに養殖業再開希望者の概ね5割の養殖施設等の整備を目標</p> <p>24年度未までに養殖業再開希望者の全員が整備に目途を付けること</p> <p>23年度未までに操業再開希望者の概ね6割の整備を目標</p> <p>24年度未までに操業再開希望者全員が整備に目途を付けること</p>									
(4) 大型定置網										

図8 復興施策の工程表(水産部分一部抜粋)

- 水産物の名称や産地に関する適切な表示の実施について周知及び啓発を推進
- 水産物流通の実態に応じた消費者への情報提供を充実

《日本太平洋における生鮮水産物の産地表示方法》

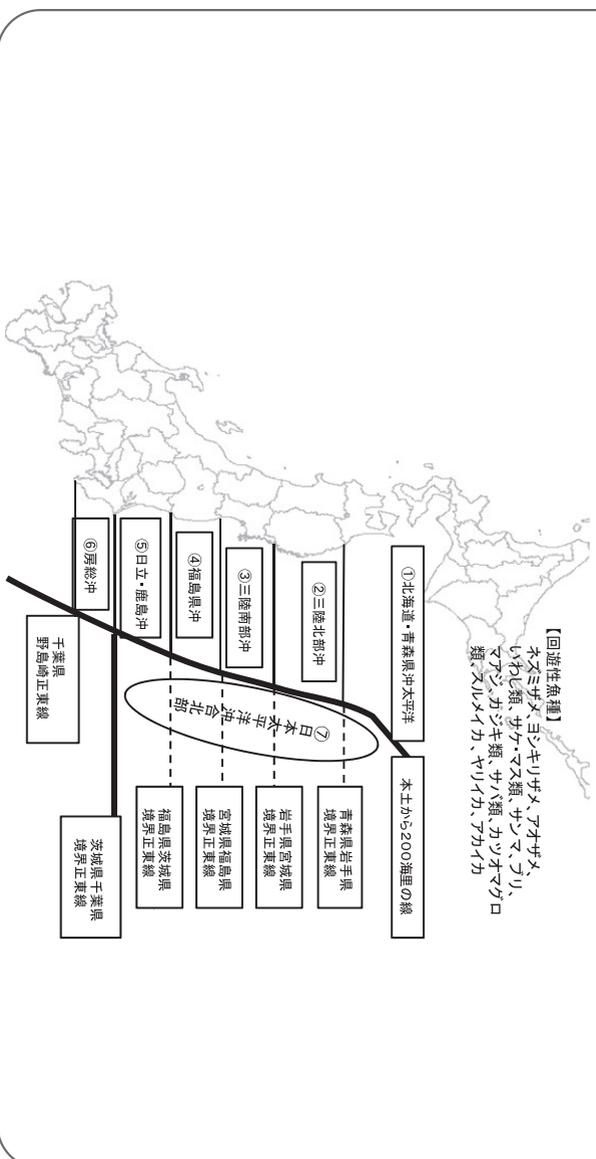


図9 消費者への情報提供の充実

2. 資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用

我が国周辺海域は世界有数の漁場である。そこに生息する水産資源は、適正な資源管理を行うことにより将来にわたっての安定供給が可能な食糧資源である。

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の四割が低位水準にある。また、漁業生産体制については、前述の通り、漁船の高船齢化の進行等により、今後、我が国の水産物を供給する力は急速に減速していく恐れがある。

世界最大の食料純輸入国である我が国にとって、我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分に活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくことが不可欠となっている。

水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保する

《「施策に関する基本的な方針」のポイント》

- 平成二十三年度から導入している資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図る。
- 資源管理・漁業所得補償対策によって、漁業経営における収入と費用を安定させ

ることにより、各漁業者が経営体質の強化に取り組むための足場を固める。

○ 固めた足場にたつて、収入の増大、費用の低減に取り組み、漁業経営の収益性の向上を図ることにより、多様な経営発展を果たすとともに、若い世代の参入促進を図っていく。

《「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のポイント》

排他的経済水域における資源管理の強化と国際的な資源管理の推進

- (1) 我が国の排他的経済水域における資源管理の強化
- ① 資源管理・漁業所得補償対策の下で、資源管理指針・計画に基づく資源管理を基本的に全ての漁業者の参画を得て全国的に推進。
- ② 海域栽培漁業推進協議会による連携調整による種苗放流を推進。
- ③ 漁業者が自主的に取り組む資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう環境づくりを推進。

④ 漁業許可制度等の適切な運用。

⑤ 資源管理のルールの遵守を担保するため、関係府省等の連携強化による違反操業の効率的な監視・取締りの実施。特に、我が国の排他的経済水域に入漁する外国漁船の違法操業の監視・取締りを強化。

(2) 国際的な資源管理の推進

① 我が国周辺国との連携・協力による資源管理の推進。

② マグロ類をはじめとする水産資源の適切な保存管理のため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を通じ国際資源管理を推進する等、公海域等における資源管理の推進と海外漁場の確保。

(3) 資源に関する調査研究の充実

資源に関する調査研究の充実
環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立
多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保

漁獲データの効率的かつ迅速な収集体制の構築や国と都道府県による海洋観測データ等の収集体制の維持、限られたデータを用いて資源動向の把握に必要な海洋環境を予測する手法の開発の推進による資源評価等の精度向上を図る。

(4) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立

① 資源管理・漁業所得補償対策の下での適正可能数量の設定と遵守、人工種苗への転換等を推進。

② 新奇赤潮の発生機構の研究解明や貧酸素水塊の発生機構解明、自動観測ブイによる連続観測技術の開発を推進。

③ 養殖対象種の疾病に対する迅速な診断法や予防・治療技術の開発推進等。

(5) 多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保

① 水産資源を育成する藻場・干潟や沖合漁場整備を行う水産環境整備事業について、事業による生物相、海洋環境、漁場利用形態の変化を踏まえて適切に計画内容を見直していく「順応的管理手法」を採り入れながら推進。

資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保

- ② 漁業者や専門業者による漂流・漂着物の回収・処理等の実施。
- ③ 大型クラゲ、トド等による漁業被害を防止するため、出現状況の調査及び漁業者への情報提供、洋上駆除の実施、改良漁具の導入、忌避技術の開発・普及、大型クラゲの国際共同調査等を総合的に推進。カワウ、外来魚に対する防除対策を推進。

④ 海洋の生態系や生物多様性の保全と漁業の持続的な発展とを両立するため、混獲回避技術の向上・普及や資源の保存管理の手法の一つとして必要な海洋保護区の設定の適切な推進などに取り組む。

(6) 資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保

資源管理・漁業所得補償対策に加入して漁業・養殖業を営む方々は、資源管理や漁場改善に積極的に取り組み、かつ、収入や費用の変動といった経営上の課題の解決のために拠出を行っている方々であることから、経営発展に取り組む意欲ある方々に該当。

このような方々が水産業をめぐる近年の環境の厳しさに適応して経営発展を果たしつつ、将来においても漁業生産を担うことは、基本法に規定された効率的かつ安定的な漁業経営の育成の理念にも合致。

このような観点から十年後（平成三十四年度）を目的に、経営として漁業を行う方々の大宗（我が国漁業生産額のおおむね九割に相当）が資源管理・漁業所得補

償対策に加入しつつ、それぞれの経営にあった施策を活用することにより、より収益性の高い漁業経営を実現することを目標に設定。

(7) 漁船保険制度及び漁業共済制度については、共済対象の拡大等による漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて安定的な運営を確保

(8) 国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化

漁業経営の体質強化、六次産業の推進、融資を利用しやすくする、担い手の確保など

漁業改革推進集中プロジェクトの推進等により、収益性の高い漁業・養殖業を育成。

(9) 六次産業化の推進

漁業者、漁協等による加工・販売、他産業と連携した新商品の開発、販路拡大の取組等を促進。

(10) 漁業者が融資を利用しやすくするとともに、利子補給等による資金借入れの際の負担軽減や無保証人・担保限定融資に対する信用保証を推進

(11) 担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進

- ① 漁業への就業情報の提供や現場研修の実施により漁業未経験者の新規就業を促進し、将来の担い手の漁業への参入を促進。
- ② 漁業士や漁協青壮年部で中核となって活動を行う者などの漁村地域のリーダーの育成とそれらのリーダーシップによる意欲的な取組を推進。
- ③ 漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達

資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保

- 10年後（平成34年度）を目的に、経営として漁業を行う者の太宗が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつづ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、よりの収益性の高い漁業経営を実現することを目標

《資源管理・漁業所得補償対策》



図12 資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保

成に向けた普及啓発等の取組の推進。また、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進。

(12) 漁船漁業の安全対策の強化

安全操業に関する普及啓発活動や漁業無線の活用の推進。転覆・沈没事故の多い漁業等について、漁船の復元性を向上させるなどの安全性を高める取組を推進。さらに、万一事故が生じた場合の被害を少なくするため、ライフジャケットの着用を推進する取組を強化。

漁船漁業の安全対策の強化のため漁業無線の活用、漁船の復元性を向上させる、ライフジャケットの着用など推進

3. 「安全・安心」「品質」など消費者の関心に 応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大

今回の水産基本計画に関する審議会での検討において、最も委員の発言が多かったのがこの分野であった。近年、国民全体に「魚離れ」が進行し、水産物消費が減退している（食用魚介類の消費量は、平成十七年度七八二万トン（一人当たり年間三四・六キログラム）から、平成二十二年には六八〇万トン（一人当たり年間二九・五キログラム））ことに、生産者も流通業者も危機感を強く持っていることが審議会の場でも明らかになり、この分野への取り組みの重要性を再認識したところである。

具体的な意見としては、特に、食品としての魚介類の栄養特性等を理解してもらうこと、それらの情報を食育に関わる幅広い関係者に提供し、共有してもらうことが重要であるといったものであり、審議会での議論を反映し次のような方向性を記述した。

《「施策に関する基本的な方針」のポイント》

国民の健康の維持向上に寄与するもので水産物の消費拡大に取り組む

○ 水産物は、「身近な自然の恵み」であるとともに、人の健康に有用な様々な栄養成分を含んでおり、国民の健康の維持向上にも寄与するものであることを踏まえ、関係者が連携して水産物の消費拡大に取り組むことが重要である。

○ 水産物の消費の減少は、食の簡便化等国民の生活スタイルの変化を背景として、家庭内での生鮮魚介類の利用減少の影響が大きいと考えられる。一方、消費者は、水産物の購入において、「安全・安心」であることや「品質」に対して高い関心を持っている。

○ このような状況を踏まえると、水産物の消費拡大のためには、HACCP（危害分析・重要管理点）等の衛生管理の徹底による安全な水産物の提供、食の簡便化等食生活の変化に対応した水産物の提供など、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換に取り組むとともに、水産物を含む栄養バランスのとれた食生活の実現に向けて食育を進めていくことが重要である。

○ 消費者と生産者の「顔の見える関係」の構築や信頼強化に向けて産地市場の活性化・効率化、ルートの多様化による水産物流通の改革、消費者への適切な情報の提供の充実を図っていくことが必要である。

○ 世界的な水産物需要の高まりを背景に、海外市場を積極的に開拓していくことが必要である。水産物の輸出は、国内供給量を調整し、国内価格を安定させる機能も有している。輸出先国において、衛生証明を求める国が増加するなど、安全に対する要求が高まっている状況を受け、水産物の品質管理の高度化と的確な情報提供を進めていくことが重要である。

《「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のポイント》

（1）消費者への情報提供の充実

消費者への情報提供の充実や魚食普及の推進

水産物の名称や産地に関する適切な表示の実施について周知及び啓発を推進。また、水産物流通の実態に応じた消費者への情報提供を充実。

（2）魚食普及の推進

- ① 国民の「魚離れ」を食い止めるため、魚食に関する消費者への情報提供を積極的に行うとともに、関係者が一丸となって消費拡大に取り組む必要。
- ② 水産物の優れた栄養特性、栄養バランスに優れた日本型食生活や水産業に対する消費者の理解を深めるための確かつ幅広い情報提供を推進。
- ③ 食育に関わる幅広い関係者、すなわち、

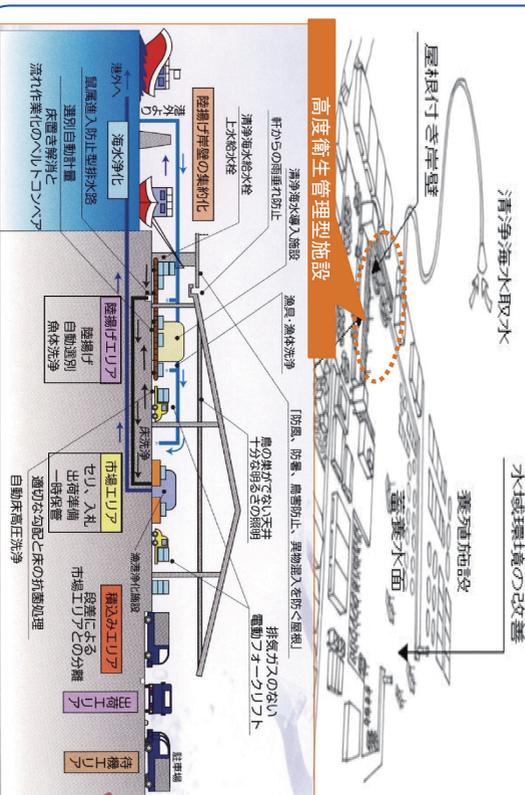
水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

- ・ 妊婦の栄養指導や乳幼児をはじめとする子どもの発育段階に応じた栄養指導を行う関係者
 - ・ 学校給食や食に関連する教育関係者
 - ・ 農林漁業者、食品関連事業者やその組織する団体
 - ・ 地域の特色ある食文化等我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する団体
 - ・ 地方公共団体
- 等の情報の共有や活動の連携を促進。
- (3) 水産物流通の品質・衛生管理対策の推進
- ① 全国の陸揚げ量の約三割を占める特定第三種漁港（一三漁港）については、我が国の水産物の輸出先となっている国々が求める衛生管理水準も念頭に置いた衛生管理対策を積極的に推進。
- ② 水産加工業等へのHACCP手法の導入等のためのガイドラインの作成、講習会の開催等を通じた衛生管理手法の高度化の促進等により、HACCP施設の認定等を推進。
- ③ 消費者に信頼される安全な養殖生産物の安定供給を確保するため、水産用医薬品の適正使用や漁場環境への配慮に関する指導の徹底、GAP（養殖生産工程管理）手法の普及、貝毒の監視体制の整備等を推進。
- (4) 多様な流通ルート構築

- 漁港における品質・衛生管理対策を推進
- 水産加工業等におけるHACCP手法の導入を促進
- 安全・安心な養殖生産物の供給

水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

《高度な衛生管理による水産物出荷》



施設整備に加え、配慮する事項

- ・ 水産物の床面の直置き禁止
- ・ 施水等により水産物の特性に応じた適切な低温保持
- ・ 手洗いの徹底、喫煙所の区分
- ・ 衛生管理エリア内で利用するフオークリフト等の車両の洗浄
- ・ 適切な作業動線の設定

など

図13 水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

生産者団体・産地買受人による直接取引や販売ルート開拓による取引の選択肢の拡大を推進。

(5) 水産加工による付加価値の向上と販路拡大

商品開発や地域の水産物のブランド化の加速

食の簡便化等国民の食生活の変化に対応した商品開発や地域の水産物のブランド化等の六次産業化の流れを加速。

(6) 冷凍・冷蔵施設の整備等による加工原料の確保を支援。また、水揚げ集中時に、市場における需給バランスが急激に変動する場合には、漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出する取組により供給を平準化。

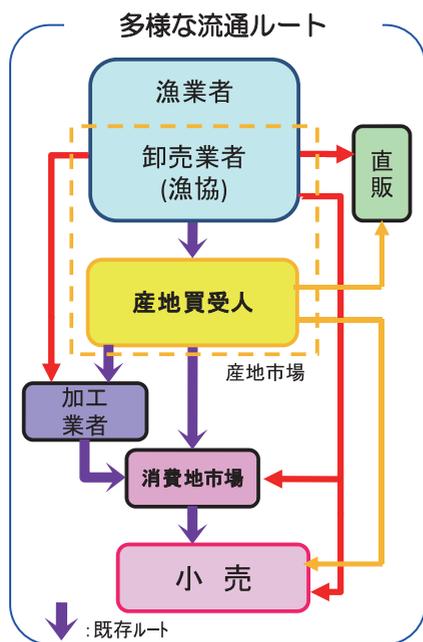


図 14 多様な流通ルート

(7) 水産物の輸出促進

海外への正確な情報を提供、相手国が求める安全証明書等を発行する

① 原発事故を踏まえ、我が国の水産物の安全性について海外への正確な情報を提供するとともに、各国が科学的な根拠に基づき冷静な対応をとるよう働きかけを推進。また、相手国が求める安全証明書等を引き続き円滑に発行。

② 輸出に際し、諸外国から求められる衛生証明書（漁船衛生証明書を含む。）の発行や加工施設の登録業務を円滑に行うとともに、水産加工業者等が HACCP などの相手国の衛生基準に対応できるよう支援。

4. 安全で活力ある漁村づくり

我が国には、漁業者をはじめとする住民の生活の場として、漁港を中心に全国に六〇〇〇余の漁業集落が形成されているが、これら漁村の多くは、自然災害に対して脆弱な地形に立地して、生活環境が立ち後れており、人口の減少や高齢化も進行しているため、審議会では、漁村の問題は、限界集落について、国が存続を支援するかどうかということであるといった意見があった。

一方、漁村には、美しい景観、魅力的な産物・行事や、風力等再生可能エネルギーなどの地域資源が存在しており、これらは、国民の余暇活動の充実や多様なライフスタイルの実現のほか、漁村とそれ以外の地域の住民との交流を通じた水産業・漁村に

ついでに国民の理解の増進や、地域における所得の向上や雇用の確保にも寄与しており、また、漁村に人が住み漁業が行われることにより、国境監視による国民の生命・財産の保全など、水産物供給以外の様々な多面的機能も発揮されるため、審議会では、こういった水産業・漁村の多面的機能を評価し、維持していかなければならないという意見が一致をみた。

《「施策に関する基本的な方針」のポイント》

このため、水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上を図りつつ漁港・漁村の防災機能・減災対策を強化することにより、機能的で災害に強い安全な漁港・漁村づくりを進めるとともに、水産業・漁村が有する多面的機能が将来にわたり発揮されるよう取り組むことが重要である旨、記した。

《「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のポイント》

漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化

（1）漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化

- ① 漁港施設や海岸保全施設について、津波が乗り越えた場合でも全壊しないなどの構造上の工夫を推進。
- ② 陸揚げ岸壁の耐震化や、避難路・避難施設の整備を推進。
- ③ 「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を見直し、普及・啓発。

（2）水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化

- ① ライフサイクルコストを考慮した漁港機能保全計画の策定を促進し、それに基き漁港の補修・改修を推進。また、漁港施設の更新の際には、機能の集約・強化を併せて推進。

- ② 漁港・漁村におけるエネルギーコストの縮減や災害時の非常電源としても利用可能な再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進。

（3）地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮

- ① 水産物のみならず景観や伝統行事、地域に根付いた漁業や養殖そのもの等の漁村の豊かな地域資源を活用し、その地域を特徴づける様々な取組を推進。滞在施設や交流施設の整備などによる漁村側の受け入れ体制の整備、特に子供たちを漁村に滞在させる取組を促進するため、受け入れ体制の一層の整備を推進。

- ② 漁業と海洋性レクリエーションの共存を目指すため、遊漁者に対し水産資源の適切な管理や漁場環境の保全の取組への理解と協力を積極的に求めるとともに、遊漁者等によるこれらの取組を促進する。

- ③ 水揚げによる陸から海への物質循環の補完、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、総合的に支援。これらに加え、《水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策》として、水産業を

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化、地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮

漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化

- 漁港施設や海岸保全施設について、津波が乗り越えた場合でも全壊しないなどの構造上の工夫を推進
- 陸揚岸壁の耐震化や、避難路・避難施設の整備を推進
- 「災害に強い漁業地域づくりのガイドライン」等を見直し、普及・啓発

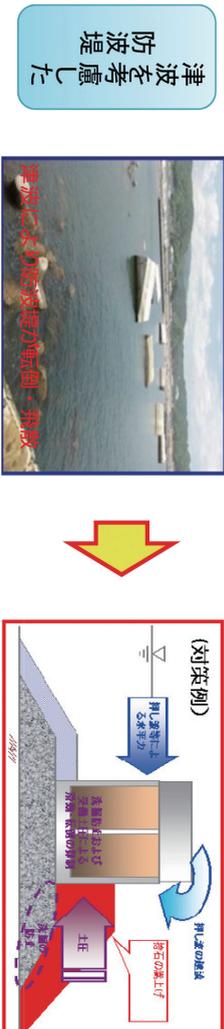


図15 漁港・漁村の防災機能・減災機能の強化



図16 水産業・漁村の多面的機能

支える調査・研究、技術開発の充実を図ることとし、水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及や水産業に関する新技術開発等の基盤となる基礎的な調査・研究を着実に推進することや、水産関係団体の再編整備として、漁協系統組織の再編整備や漁業保険団体の事業基盤の確保について記載した。

5. 水産物自給率目標について

水産政策審議会等において、水産物の自給率については、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的で分かりやすい指標である一方、生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があれば上昇することになることなどから、自給率の数値自体が必ずしも施策目標の達成の度合いを表すものではなく、その算出において分母となる消費量の目標と分子となる生産量の目標にこそ指標としての意味があることに留意することが必要であるということ、委員間の共通認識を得たところである。

近年、水産物については、世界の需要が増大しており、将来、輸入が不安定になることが見込まれるが、このような中、我が国においては、我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みについて、その持続的な利用と漁業経営の安定的な発展の確保を旨として、その十分な活用を実現していくことを基本に据えて、生産と消費の在り方を

考えることが重要であり、このような観点から、近年の水産物の生産のすう勢を踏まえて、漁業者その他の関係者の努力によって漁業生産に関する課題を解決することにより、実現可能と見込まれる生産量の目標を設定し、漁業生産に関する指標とした。

また、近年の水産物の消費のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって水産物消費に関する課題を解決することにより実現可能と見込まれる消費量の目標を設定し、水産物の消費に関する指標とした。

その上で、これらの生産量と消費量の目標を達成した場合に得られる自給率の数値を自給率の目標とすることとした。

具体的には、魚介類の生産量については、これまでのすう勢に基づく、平成二十二年度の四〇九万吨（食用）、四七四万吨（全体）が、平成三十四年度においては、三八四万吨（食用）、四四〇万吨（全体）まで、減少すると見込まれるところ、新たな水産基本計画においては、目標年度の平成三十四年度において、生産量を前基本計画を策定した平成十七年度水準に回復させることを目指し、平成十七年度水準の四四九万吨（食用）、五一五万吨（全体）を生産量の目標に設定した。

消費量については、これまでのすう勢に基づく、平成二十二年度の食用魚介類の人口一人当たり消費量二九・五キログラム／人年が、平成三十四年度においては、二三・三キログラム／人年まで減少すると見込まれるところ、新たな水産基本計画においては、目標年度の平成三十四年度において、人口一人当たりの消費量を現状水

生産量と前基本計画を策定した平成十七年度水準に回復させることを目指し、同年度の四四九万吨（食用）、五一五万吨（全体）を生産量の目標に設定

準（平成二十二年度水準の二九・五キログラム／人年）まで引き上げることを目指し、人口推計を掛けた六四六万トン消費量の目標に設定した。

海藻類の生産量については、これまでのすう勢に基づく、平成二十二年度の五三万トンが、平成三十四年度においては四七万トンまで減少すると見込まれる。新たな水産基本計画では、平成二十三年度から導入された資源管理・漁業所得補償対策において適正養殖可能数量の設定による持続的な養殖を目指すこととしていることから、目標年度の平成三十四年度において、生産量を現状水準まで引き上げることを目指し、平成二十二年度水準の五三万トンを生産量の目標に設定した。

消費量については、これまでのすう勢に基づく、平成二十二年度の海藻類の人口一人当たり消費量一・〇キログラム／人年が、平成三十四年度においては〇・八キログラム／人年まで減少すると見込まれる。

目標年度の平成三十四年度において、人口一人当たりの消費量を現状水準まで引き上げることを目指し、七三万トンを消費量の目標に設定した。

新たな水産基本計画においては、目標年度の平成三十四年度において、人口一人当たりの消費量を現状水準（平成二十二年度水準の一・〇キログラム／人年）まで引き上げることを目指し、七三万トンを消費量の目標に設定した。結果として平成三十四年度における自給率は、魚介類（食用）で七〇%、魚介類（全体）で六〇%、海藻類で七三%を目標とした。

○ 魚介類（食用）

魚介類(食用)	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	409	384	449
消費量	680 (29.5kg/人年)	509 (23.3kg/人年)	646 (29.5kg/人年)
自給率	60%	—	70%

○ 魚介類（全体）

魚介類(全体)	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	474	440	515
消費量	886	716	853
自給率	54%	—	60%

○ 海藻類

海藻類	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	53	47	53
消費量	76 (1.0kg/人年)	65 (0.8kg/人年)	73 (1.0kg/人年)
自給率	70%	—	73%

※生産量・消費量の単位は万トン

図17 平成34年度水産物自給率目標

6. 水産に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項

水産業は、漁業のほか、多様な関連産業により成り立っている。それに関わる人々も多彩である。このため、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、以下を定めた。

(1) 東日本大震災の経験を踏まえた施策の展開

東日本大震災の経験から得た知見を活かし、被災地以外の地域にも積極的に展開

漁業と水産流通業、水産加工業、製氷業等の水産関連産業との一体的な発展の確保の必要性や、漁港・漁村の防災力強化など、東日本大震災の経験から得た知見を活かし、被災地以外の地域における水産に関する施策においても積極的に展開。

(2) 関係府省の連携による施策の効率的な推進

関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより各分野の施策の相乗効果の発揮に向け努力。

(3) 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点から施策を展開。併せて、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実。

(4) 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮を促進。

(5) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政措置の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進。

四. おわりに

以上が、新たな「水産基本計画」の概要である。東日本大震災からの復興をはじめ、課題の多い期間となるが、国民への水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のため、この「水産基本計画」に基づき、関係者が一丸となって適切な施策を遂行してまいりたい。

最後となりましたが、新たな水産基本計画の策定にあたって、熱心な御議論を頂いた水産政策審議会等の委員の皆様、とりわけ、それらの御意見をとりまとめ頂いた山下会長、さらには、水産行政にご関心を頂き、これらの会議に足を運んで傍聴頂いた皆様、パブリックコメントを寄せて頂いた皆様、関係省庁の皆様、資料作成等ご協力を頂きました省内・庁内の皆様等々、多大なるご支援・ご協力を頂きました皆様に、誌面をお借りして、お礼申し上げます。

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のため、一丸となって適切な施策を遂行する

「水産基本計画」の概要

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

- 1 東日本大震災からの復興
 - ・東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、我が国水産業において重要な位置を占める。
 - ・本格的な復興への取組を推進。

2 資源管理のあり方

- ・我が国周辺の「身近な自然の恵み」を十分に活用すべく、平成23年度に導入した資源管理・漁獲所得補償対策により、水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展の確保に取り組む。水産物の自給力を維持・強化することが不可欠。

3 「安全・安心」「品質」など消費者の関心の応え得る消費拡大

- ・食の簡便化等生活スタイルの変化を背景として、水産物の消費量が減少。
- ・一方で、消費者は、「安全・安心」、「品質」について高い関心。
- ・水産物の消費拡大のためには、消費者一人一人に即した水産物の生産・流通体制への刷新、食育の推進とともに、消費者と生産者の間の見える関係の構築や信頼強化に向けた取組が重要。

4 安全で活力ある漁村づくり

- ・漁業・産物・行事等、漁村のもつ優れた特性を活かして、多様な形で定住できる漁村地帯を創出していくことが重要。
- ・機能的な災害に強い安全な漁港・漁村づくりを進めるとともに、水産業・漁村の多面的機能発揮に向けた取組を推進。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 東日本大震災からの復興

- ・復興の実現に向けた漁業の着実な実施
- ・原発事故の影響の克服
- 【復興基本方針】「水産復興マスタ 전략」等「示してきた水産復興の方針を、改めて基本計画に位置付け

2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化

- ・我が国の他の経済水産物における資源管理の強化
- ・国際的な資源管理の推進
- ・資源に関する調査研究の充実
- ・漁獲・資源の少ない特殊な養殖業の確立
- ・多様な海洋生物の条件下での漁業の発展の確保

3 豊饒ある漁業者の経営意識の醸成

- ・資源管理、漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保(加入率を10年後目標として位置付け)
- ・漁業保険制度の適切な運営

4 多様な経営環境による活力ある生産流通の確立

- ・国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化
- ・6次産業化の推進
- ・融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施
- ・担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進

5 漁村漁業の安全対策の強化

- 6 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給
 - ・消費者への情報提供の充実
 - ・消費普及の推進
 - ・水産物流通ルートの構築
 - ・多様な流通ルートの向上と販路拡大
 - ・加工・流通機能の発展による適切な需給バランスの確保
 - ・水産物の輸出促進

7 安全で活力ある漁村づくり

- ・漁港・漁村の防災機能：震災対策の強化
- ・水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化
- ・型別資源の活用による水産業・漁村の多面的機能の発揮

8 水産業を支える調査・研究・技術開発の充実

9 水産関係団体の連携強化

第3 水産物の自給率の目標

＜自給率目標の考え方＞

- ・我が国周辺の水産物の豊かな水産資源という恵みについて、その十分な活用を要理し、いことを基本に据えて、近年の若干増減を要理し、可能な限り見込まれる生産量の目標と消費量の目標を設定し、これらの目標を達成した場合に得られる数値を目標率の目標に設定。

品目	○ 魚介類(食用)			○ 魚介類(全材)			○ 海産物		
	H22	H24(3割)	H24(5割)	H22	H24(3割)	H24(5割)	H22	H24(3割)	H24(5割)
生産量	432	384	443	474	440	515	53	47	53
消費量	620	620	644	886	716	853	79	69	72
目標率	(69.7%)	(62.0%)	(68.9%)	(53.5%)	(61.5%)	(60.3%)	(93.7%)	(68.1%)	(73.6%)
目標率	60%	—	70%	54%	—	60%	70%	—	75%

※生産量・消費量の単位は百万トン

図18 「水産基本計画」の概要

また、新たな「水産基本計画」の紹介の機会を頂きました東京水産振興会の皆様にも感謝申し上げます。

皆様、どうもありがとうございます。

(*) 参考

水産庁HPアドレス：<http://www.jfa.maff.go.jp/>

新たな水産基本計画アドレス：http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/

パブコメ結果アドレス(電子政府の総合窓口イーガブ)：

<http://search.e-gov.go.jp/service/Public/PublicKey?CLASSNAME=PCMMSTDETALL&id=5500>

01498&Mode=2

時事余聞

◇：野球巨人軍は勢いに乗りM3を記録。優勝を決めるのもあと僅かである。「後楽園球場」を知る者は少なくない。しかし、その直ぐ傍に「後楽園」があること

はあまり知られていない。岡山の後楽園」は藩主の池田侯の別荘であった。池泉回遊式庭園で有名である。中央に池を配し、築山もあり、遠州流の流れを汲む。文京区の「後楽園」は、水戸の徳川頼房が將軍家光からこの地をもらい別邸とした。その子の光圀が手を加え完成、しかし江戸の大火や関東大震災、第二次大戦の戦火などで規模は縮小したが原形をとどめている。

◇：「後楽園」の由来は、漢代の儒教の教典「礼記」にある。宋の名臣范仲淹の言葉「士はまさに天下の憂に先だちて憂え、天下の楽しみに後れて楽しむべし」である。池田侯も徳川頼房も「先憂後楽」の思いを託して名付けた。范仲淹は北宋の仁宗に仕え数々の善政を残している。官吏の縁故採用の制限、農民の税負担を軽くする、凶作に備えて非常米を

備蓄するなど。先憂後楽の精神を貫いた生涯だった。

◇：アメリカ大統領のジョン・F・ケネディは尊敬する日本人として「ヨザン・ウエスギ」の名前をあげた。鷹山が赴く前の米沢藩は窮乏のどん底。鷹山は十七のとき家督を継ぐ。五十人の奥女中を九人に減らし、食

事は一汁一菜、綿服の着用など十二カ条の儉約令を公布。これに反対した重臣などは切腹、隠居閉門と裁決した。農村復興に取り組み、藩主たちにも開墾を奨励、なにしろこの時に起こった天明の飢饉には一人の餓死者も出なかった。鷹山自身も再建をなしとげたあとなお一汁一菜、綿服という質素な生活をとり続けた。米沢藩を黒字財政にのせたあと前藩主の実子、勝広に藩主の座を譲り隠居、見事な進退をみせる。

◇：八代將軍吉宗も先憂後楽の思想を貫き、産業の開発や新田を拓いて増産をはかるなど、緊縮政策もとり空っぽの米蔵に十一万六千石、御金蔵には十四万八千両の黄金を積み上げた。座右の銘は「吾は楽の種、楽は苦の種と知るべし」だった。(K)

編集後記

水産基本計画は基本法が制定されて十年が経ち、今度で三回目の基本計画となる。世界の人口は増え続け二、三年のうちには七〇億人を突破、水産物の需要も当然増加、しかし資源は満限あるいはそれ以上に利用されている。ただ水産は東日本大震災からの復興を最優先課題として取り上げ、水産資源のフル活用や水産物の供給や食育の推進による消費拡大、活力ある漁村づくりなど基本計画に求められている課題は多い。筆者の論理的な解説に感謝申し上げます。

「水産振興」第五三七号

平成二十四年九月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一
豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八二一
FAX ☎ 三五三三八二六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十四年九月一日発行（毎月一回一日発行）五三七号（第四十六卷九号）